

島根労働局発表

令和4年12月21日（水）

担当

島根労働局労働基準部監督課
課長 濱崎 雄俊
監察監督官 森下 孝則
電話 0852-31-1156

島根県内における外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和3年の監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは86.7%～

島根労働局（局長 ^{みやぐち しんじ} 宮口 真二）は、このたび、県内の4労働基準監督署が令和3年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

令和3年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 90事業場（実習実施者）のうち 78事業場（86.7%）。
※監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。
- 主な違反事項は、①年次有給休暇（24.4%）、②賃金の支払（20.0%）、③割増賃金の支払（16.7%）の順に多かった。

島根労働局及び県内の労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、関係機関と連携して、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

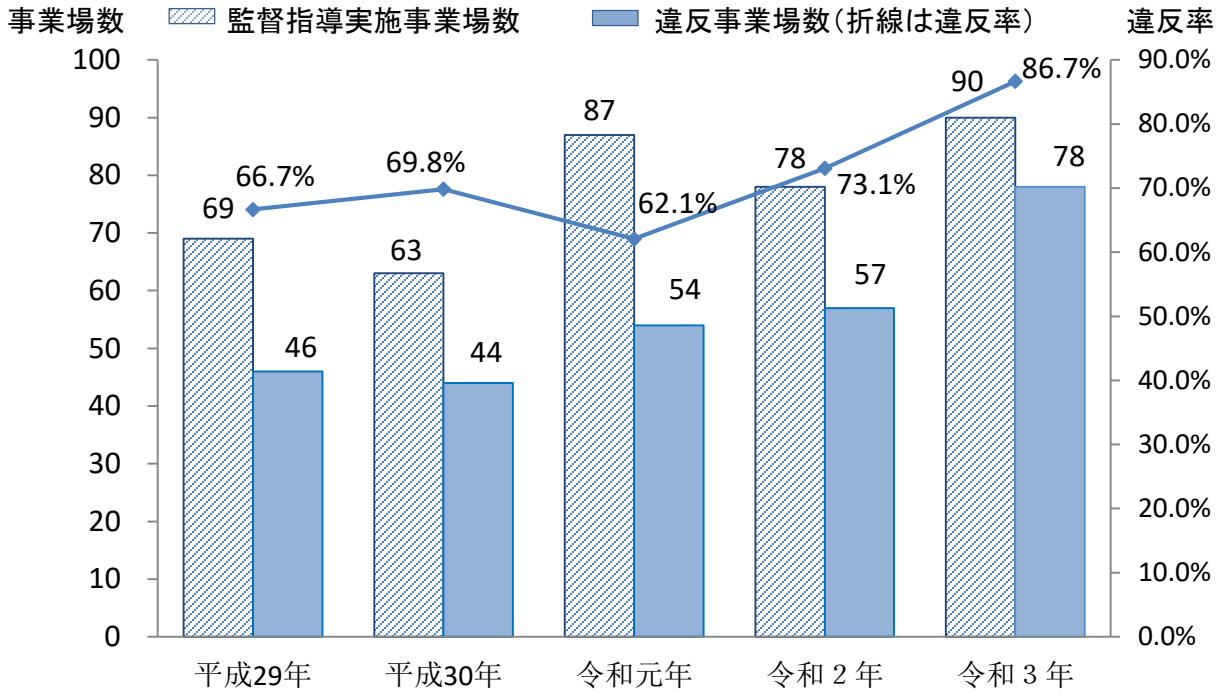
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和3年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況 (令和3年)

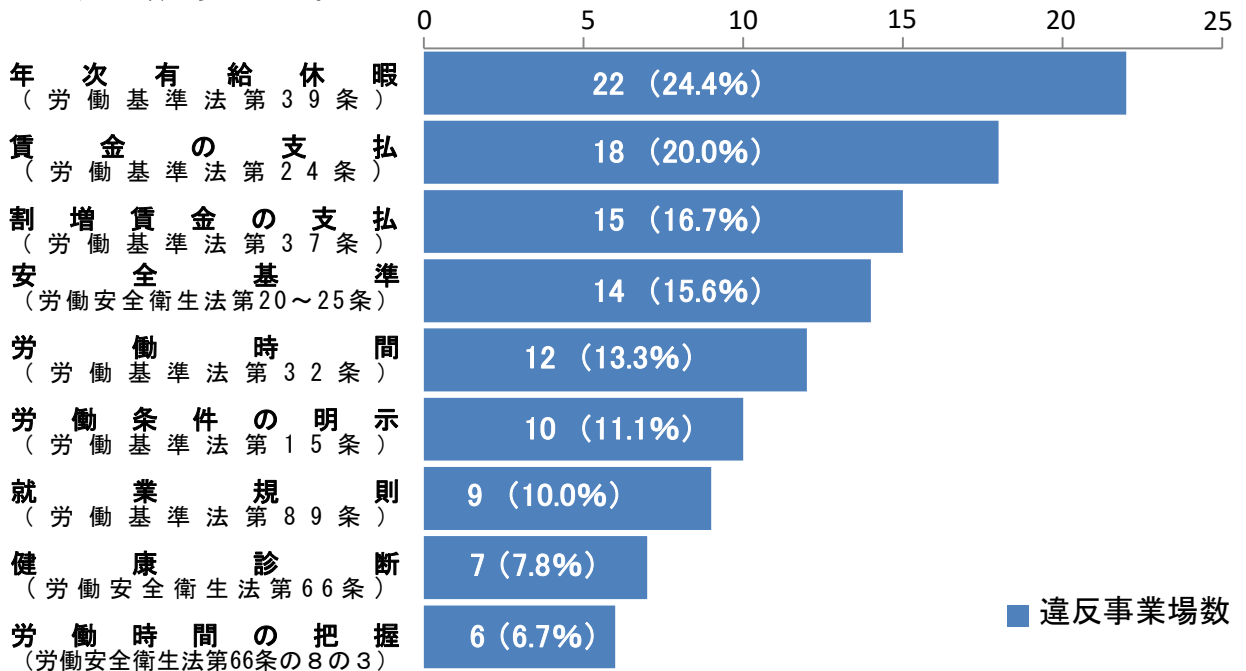
1 監督指導状況

- (1) 島根県内の労働基準監督機関において、労働基準関係法令が疑われる実習実施者に対して90件の監督指導を実施し、その86.7%に当たる78件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①年次有給休暇(24.4%)、②賃金の支払(20.0%)、③割増賃金の支払(16.7%)の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項	
食料品製造	17	17 (100%)	年次有給休暇 7(41.2%)	労働時間 5(29.4%)
建設	18	15 (83.3%)	賃金の支払 5(27.8%)	年次有給休暇 4(22.2%)
<参考> 全業種	90	78 (86.7%)	年次有給休暇 22(24.4%)	賃金の支払 18(20.0%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い職種（食料品製造関係職種、建設関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

食料品製造・・・食料品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

製造業

- 1 外国人技能実習生について、時間外労働協定で定める限度時間を超え、月80時間を超える時間外労働を行わせていたことから、指導を実施した。
- 2 月80時間を超える時間外労働を行った労働者に対し、当該労働時間に関する情報を通知していなかったことから、指導を実施した。
- 3 定期健康診断結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていないことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

- 1 外国人技能実習生について、時間外労働協定で定める限度時間を超え、月80時間を超える時間外労働を行わせていた。

労働基準監督署の対応

時間外労働協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせたことについては是正勧告（労働基準法第32条違反）

併せて、時間外労働を削減するための具体的な方策を検討するよう指導

⇒指導の結果、受注する業務が1つの工場に集中しないよう各工場における受注量が平準化される等の対策が行われ、外国人技能実習生を含む労働者の時間外労働の削減が図られた。

- 2 月80時間を超える時間外労働を行った労働者に対し、当該労働時間に関する情報を通知していなかった。

労働基準監督署の対応

月80時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、当該労働時間に関する情報を通知していなかったことについては是正勧告（労働安全衛生法第66条の8、労働安全衛生規則第52条の2）

⇒指導の結果、今後は月80時間を超える時間外労働を行わせないこととした。

- 3 定期健康診断結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかった。

労働基準監督署の対応

定期健康診断結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴いていないことに対して是正勧告（労働安全衛生法第66条の4、労働安全衛生規則第51条の2）

⇒指導の結果、健康診断の結果に基づき、速やかに医師の意見を聴くこととした。